

1. 平成27年度新規地区

(1) 烏川統合堰地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【市町村名】	香南市
【事業概要】	頭首工（1箇所）
【事業費】	73,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）15%（市）35%

[説明者：中央東農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、昭和45年に香宗川水系烏川に造成された施設である。
- ・地区内では、水稻を主体に、ハウスニラ、甘藷、オクラなどの栽培が行われている。
- ・本施設は築造後44年が経過し、施設全体の劣化、腐食が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、安定的な取水が困難となり、水不足に伴う耕作放棄地の増大が懸念されている。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。

(2) 佐川地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【市町村名】	佐川町
【事業概要】	頭首工（2箇所）
【事業費】	93,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）15%（町）35%

[説明者：中央西農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・岡崎堰は昭和52年に仁淀川水系柳瀬川に、室原堰は昭和53年に仁淀川水系斗賀野川に造成された施設である。
- ・地区内では、水稻を主体とした栽培が行われている。
- ・岡崎堰は築造後37年、室原堰は築造後36年が経過し、施設全体の劣化、腐食が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、安定的な取水が困難となり、水不足に伴う耕作放棄地の増大が懸念されている。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。

(3) 吉原地区基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【市町村名】	香南市
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	180,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）35%（市）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、昭和60年に県営の湛水防除事業により造成された施設である。
- ・地区内では、水稻、ハウスニラを主体とした栽培が行われている。
- ・本施設は築造後29年が経過し、定期点検や原動機のオーバーホールなど維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。
- ・機能保全計画に基づき、施設の保全管理体制を改善していただきたい。

(4) 高知市東部1期地区基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【市町村名】	高知市
【事業概要】	排水機場補修（3箇所）
【事業費】	750,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）35%（市）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区の3施設は、湛水被害を防止するため、県営の湛水防除事業により造成されており、東孕第一排水機場は昭和51年、絶海排水機場は昭和47年、高須排水機場は昭和63年に造成された施設である。
- ・地区内では、水稻を主体とした栽培が行われている。
- ・東孕第一排水機場は築造後38年、絶海排水機場は築造後42年、高須排水機場は築造後26年が経過し、定期点検や原動機のオーバーホールなど維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。

(5) 宇佐福島地区基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【市町村名】	土佐市
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	400,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）35%（市）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、県営の排水対策特別事業により昭和56年に造成された施設である。
- ・地区内では、水稲、ピーマンを主体とした栽培が行われている。
- ・本施設は築造後33年が経過し、定期点検や原動機のオーバーホールなど維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。

(6) 生ノ川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【市町村名】	四万十市
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	200,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）35%（市）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、県営の湛水防除事業により昭和57年に造成された施設である。
- ・地区内では、全域で水稲栽培が行われている。
- ・本施設は築造後32年が経過し、定期点検や原動機のオーバーホールなど維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。

(7) 南国市中部 1 期地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	南国市
【事業概要】	ため池改修（3箇所）
【事業費】	460,000 千円
【負担割合】	（国）55% （県）35% （市）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・ 毘沙門池、定林寺上池、神社池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池が万一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や県道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・ 本地区では、水稻を主体に、大根、トマト、ナス、ニラなどの栽培が行われている。
- ・ 本地区にある 9 ヶ所のため池のうち、改修済の 3 池を除く 6 池について、平成 24 年度に実施した現地調査の結果により、漏水状況や堤体の変状、下流域の民家や公共施設に及ぼす影響等を総合的に判断し、今回改修する 3 池を決定した。
- ・ 残りの 3 池については、2 期対策で実施する。
- ・ 本事業は、全体的な改修工事の実施により、集中豪雨や地震等による決壊を防止することで、ため池下流の人家や県道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・ 平成 27 年度新規着工地区として適当である。

(8) 四万十 1 期地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	四万十市
【事業概要】	ため池改修（4箇所）
【事業費】	286,000 千円
【負担割合】	（国）55% （県）35% （市）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・ 国和谷池、本谷池、田城池、小池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池が万一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や市道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・ 本地区では、水稻を主体に、裏作でオクラ、キャベツなどの栽培が行われている。
- ・ 四万十市にある 25 ヶ所のため池のうち、廃止等により改修が不要な 9 池を除く 16 池について、平成 24 年度に実施した現地調査の結果により、漏水状況や堤体の変状、下流域の民家や公共施設に及ぼす影響等を総合的に判断し、今回改修する 4 池を決定した。
- ・ 現地調査を行った 16 池のうち、今回改修する 4 池及び改修不要と判断された 10 池を除く残りの 2 池については、2 期対策で実施する。
- ・ 本事業は、全体的な改修工事の実施により、集中豪雨や地震等による決壊を防止することで、ため池下流の集落や市道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。

(9) 六丁池地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	安芸市
【事業概要】	ため池改修（1箇所）
【事業費】	190,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（市）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・六丁池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池が万一決壊した場合には、人家や国道、鉄道等の公共施設に被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、ナス、ピーマン、ミョウガなどの施設園芸が盛んに行われており、県下有数の農業地域となっている。
- ・本事業は、全体的な改修工事の実施により、集中豪雨や地震等による決壊を防止することで、ため池下流の集落や国道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。

(10) 香南南部地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	香南市
【事業概要】	緊急避難塔整備（3基） 緊急避難路整備（3工区）
【事業費】	500,000千円
【負担割合】	（国）2/3（県）29%（市）4.4%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・香南市では、「香南市津波避難計画」を策定し、避難対策を重点的に推進している。
- ・本事業では、香南市が計画する21基の津波避難塔のうち、農村地域にある3基を整備する。
- ・津波避難塔を設置する夜須工区、香我美工区、吉川工区に、緊急避難路整備として、避難誘導灯27基、誘導標識15基の設置を併せて実施する。
- ・本事業は、「香南市津波避難計画」に基づき、農村地域における津波避難対策として、南海地震による津波から地域住民の生命を守るため、緊急避難施設の整備を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。
- ・先進的な考え方をもって津波避難対策に取り組んでいただきたい。

(11) 大方西部地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	黒潮町
【事業概要】	ため池改修（2箇所） 緊急避難路整備（4路線） 緊急避難場所整備（2箇所）
【事業費】	495,000千円
【負担割合】	ため池改修（国）55%（県）35%（町）10% 緊急避難路・避難場所整備（国）2/3（県）29%（町）4.4%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・黒潮町では、「黒潮町防災計画」を策定し、「生命の安全確保」を最優先とした防災計画を推進している。
- ・亀の甲池、大池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池が万一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や国道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・下田の口工区、田野浦工区、出口①工区、出口②工区に、緊急車両や車いすの通行等に配慮した緊急避難路4路線を整備する。
- ・下田の口工区、出口②工区に、防災拠点となる緊急避難場所の用地整備を実施する。
- ・本事業は、「黒潮町防災計画」に基づき、農村地域で発生する災害から地域住民の生命、財産及び生活を守るため、農村の防災・減災対策として、優先度の高い農業用施設や集落防災施設等の整備を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成27年度新規着工地区として適当である。
- ・緊急避難路が有効に機能するように、黒潮町と連携して事業を進めていただきたい。

2. 高知県農業農村整備推進方針

【内容説明（事務局）】

- ・ 本年3月に本年度から平成30年度までの5年間を対象として本推進方針を策定した。
- ・ 本推進方針では、「農を強くする」と「農村を守る」を2本柱として取り組むこととしている。
- ・ 「農を強くする」では、「多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開」「農業生産資源の保全管理」の2つを推進方針として、5つの具体的な対策に取り組むこととしている。
- ・ 「農村を守る」では、「南海トラフ巨大地震対策」を推進方針として、2つの具体的な対策に取り組むこととしている。
- ・ 取り組みの実効性を検証するために、7つの具体的な対策にそれぞれ成果指標を設定している。
- ・ 取り組みの実施にあたっては、「事業評価の実施」「事業の計画的な実施」「環境との調和への配慮」を踏まえて、事業の実施に反映することとしている。
- ・ 具体的な対策ごとにそれぞれ個表を作成してスケジュール管理し、PDCAサイクルにより点検・見直しを行うこととしている。

【審査会意見】

- ・ 他部局との意見調整を十分に行い、本推進方針と関連計画との整合を図っていただきたい。